

2010年9月3日

報道各位

ジブラルタ生命保険株式会社

### 外貨建保険商品を日本生命保険相互会社で販売開始

ジブラルタ生命保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO 倉重 光雄、以下「ジブラルタ生命」）は、日本生命保険相互会社（代表取締役社長 岡本 罔衛、以下「日本生命」）と業務委託契約を締結し、10月4日（月）よりジブラルタ生命の通貨指定型個人年金保険（無配当）と米国ドル建終身保険（無配当）を日本生命の首都圏並びに近畿圏の一部のライフプラザ※の店舗等で販売を開始します。

ジブラルタ生命の属するプルデンシャル・ファイナンシャル・グループ（米国ニュージャージー州、ニューアーク）と、日本生命とは、2009年9月にプルデンシャル・ファイナンシャル・グループ傘下のプルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ（P I C A）が発行する交換権付サープラス・ノートを購入するなど、その良好な関係を深めてまいりましたが、長期にわたり双方にとって有益なパートナーシップを構築していく取組みの一環として、新たに今回の業務委託に合意したものです。

今回の業務委託により、日本生命の都市部を中心としたお客さまの外貨建商品ニーズにお応えすることは、弊社の外貨建保険商品の信頼性と、日本におけるプルデンシャル・グループのプレゼンスをより高めるものと考えます。

プルデンシャル・ファイナンシャル・グループと日本生命は、引き続き相互の強みを活かして両社が協力できる機会を模索していくと共に、日本ならびに世界におけるプレゼンスをより一層高め、更なる成長を目指してまいります。

なお、今回の合意については、日本生命からも発表されています。

#### ※ニッセイ・ライフプラザ

—保険契約に関するお手続きやご相談に加え、医療、介護等へのご相談など、幅広く高度なお客様ニーズにお応えする窓口として全国 87 カ所に設置（平成 22 年 8 月現在）

#### ジブラルタ生命保険株式会社の概要

- (1) 名 称 ジブラルタ生命保険株式会社
- (2) 主な事業内容 生命保険業
- (3) 営業開始年月日 平成 13 年 4 月 3 日
- (4) 本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号
- (5) 代 表 者 代表取締役社長兼 CEO 倉重 光雄

#### 日本生命保険相互会社の概要

- (1) 名 称 日本生命保険相互会社
- (2) 主な事業内容 生命保険業
- (3) 設 立 年 月 日 明治 22 年 7 月 4 日
- (4) 本店所在地 大阪府大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号
- (5) 代 表 者 代表取締役社長 岡本 圀衛

添付資料：ジブラルタ生命の「通貨指定型個人年金保険（無配当）」、「米国ドル建終身保険（無配当）」の特徴

この件に関する問い合わせ先：

ジブラルタ生命 広報チーム 北村、栗本（電話 03-5501-6563）

(別紙)

## ジブラルタ生命の「通貨指定型個人年金保険（無配当）」、「米国ドル建終身保険（無配当）」の特徴

### ■ 「通貨指定型個人年金保険（無配当）」の特徴

#### 1. 多彩な通貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)による資産形成が可能な定額個人年金保険です

- ・ 米ドル、ユーロ、豪ドルより積立金を運用する通貨をご指定いただけます。
- ・ 一時払保険料の全額が積立金として、ご指定いただいた通貨ごとに異なる一定の積立利率で運用されます。

※ 円支払特約を付加することにより、年金・保険金・解約返戻金等を円で受け取ることができます。

#### 2. 据置期間は最短2年から、お客さまのライフプランにあわせて選択することができます

- ・ 据置期間は、2年、3年、5年、6年、7年、10年から選択いただけます。

#### 3. 据置期間満了後、年金でのお受取りができます

- ・ 据置期間満了後は、「確定年金」、「保証期間付終身年金」、「保証金額付終身年金」、「保証期間付夫婦連生終身年金」から年金種類を選択することができます。
- ・ 年金でのお受取りにかえて一括で受け取ることも可能です。

#### 4. 自在性のあるお取扱いが可能です

- ・ 年金開始日を1年を限度に繰延べたり、据置期間を再設定することで据置期間を延長するなど、自在性のあるお取扱いが可能です。据置期間を再設定する際、指定通貨以外の通貨を再指定することも可能です。

### ■ 「米国ドル建終身保険（無配当）」の特徴

#### 1. 一生涯の保障を準備できるだけでなく、資産形成も可能な保険です

- ・ 一生涯の死亡保障を確保することができます。
- ・ キャッシュバリュー(解約返戻金)は経過期間に応じて大きくなります。毎回米ドル建で一定額の保険料を「円」でお払込みいただくことにより、米ドル建の資産を築いていくことができます。

※ 円換算支払特約を付加することにより、年金・保険金・解約返戻金等を円で受け取ることができます。

#### 2. 被保険者が所定の要介護状態になった場合、保険金の一部を前払請求することができます

- ・ 「介護前払特約」を付加することにより、被保険者が所定の要介護状態になった場合、保険金の一部を前払請求することができます。

※ 介護年金のご請求は、前払対象保険金額が30万米ドルとなる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が1,000米ドルとなる介護年金額までとなります。なお、介護年金額は1,000米ドルから指定できます。

#### 3. 年金として受取ることもできます

- ・ 保険金または解約返戻金を年金原資とし、年金として受取ることもできます。

## 【通貨指定型個人年金保険(無配当)】に関してご注意いただきたい事項】

### 為替リスクについて

- この保険は指定通貨が外国通貨の場合に、円で払い込まれ、または円で受け取る場合やお申込時の指定通貨とお受取時の通貨が異なる場合など、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金受取総額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者及び受取人に帰属します。保険料円入金特約用の為替レートと円支払特約用の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回る場合があります。

### 解約返戻金について

- この保険は、運用資産(債券など)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります(解約時の積立利率がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、据置期間中に解約する場合は、解約控除がかかるため、解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### 費用について(詳細につきましてはパンフレットをご覧ください)

- 積立利率について  
お払込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、ご契約時に適用された積立利率で運用します。積立利率は、保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を加えたものをいいます。死亡時円建支払額最低保証特約を付加された場合には、さらに死亡時円建支払額最低保証費率を加えたものをいいます。
- 外国通貨のお取扱いにより生じる費用について  
【保険料を円で入金する場合の費用】  
保険料円入金特約用の為替レートには為替交換手数料が含まれております。  
【年金・保険金等を円でお受取りいただく場合の費用】  
円支払特約用の為替レートには為替交換手数料が含まれております。  
【外国通貨で保険料のお支払いや年金・保険金等をお受取りいただく場合の費用】  
お取扱いの金融機関により諸手数料が必要な場合があります。また、外国通貨でのお支払いにかかる手数料をお支払額より差し引くことがあります。  
【据置期間を再設定するときに通貨を変更される場合の費用】  
据置期間を再設定するときに再設定前の通貨と再設定後の通貨を変更される場合には、当社所定の為替レートを用いて再設定後の通貨により基本保険金額を変更しますので、費用が発生いたします。なお、この費用の額は、再設定時に当社が使用する各通貨を換算するレートの変動により変わることがあるため、一律に記載することができません。

- 年金、遺族年金受取期間中にご負担いただく費用  
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2010年9月現在\*)を年金受取日に積立金より控除します。  
\*将来変更される可能性もあります。
- 解約(減額)の際にご負担いただく費用  
解約(減額)する積立金に対し、据置期間に応じて所定の解約控除率を乗じた金額を解約(減額)の際にご負担いただきます。

【「米国ドル建終身保険(無配当)」に関してご注意いただきたい事項】

**為替リスクについて**

この保険は米国ドル建てであり、円貨で払込まれ、または円貨で受取る場合、為替相場の変動により受取時の為替相場で円に換算した保険金・解約返戻金等の額が、保険料払込時の為替相場で円に換算した既払込保険料総額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者および受取人に帰属します。
- 円入金用の為替レートと円支払用の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

**費用について (詳細につきましてはパンフレットをご覧ください)**

- 保険料より控除される費用  
お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用
  - 【保険料等を円で入金する場合の費用】  
円入金用の為替レートには為替交換手数料(0.5円/1米国ドル:2010年9月現在\*)が含まれております。\*将来変更される可能性もあります。
  - 【保険金・解約返戻金等を円でお受取りいただく場合の費用】  
円支払用の為替レートには為替交換手数料(0.01円/1米国ドル:2010年9月現在\*)が含まれております。\*将来変更される可能性もあります。
  - 【保険金・解約返戻金等を米国ドルでお受取りいただく場合の費用】  
お取扱の金融機関により諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載することができません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください)  
米国ドルでのお支払いにかかる手数料(当社からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお支払額より差し引くことがあります。(送金先金融機関により諸手数料は異なるため、一律に記載することができません。お受取り時に当社にご確認ください)

- 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用  
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%を年金受取日に年金原資より控除します。(2010年9月現在\*) \*将来変更される可能性もあります。  
※保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱です。
- 解約(減額)の際にご負担いただく費用  
契約日から10年以内に解約(減額)された場合、解約日(減額日)の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除\*)を控除した金額が解約返戻金額となります。  
\*解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができませんのでご了承ください。

以上